# ID:　13

## 担当部署:　税務課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 延滞金の減免 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町税外収入金の延滞金徴収条例　第3条第3項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第56号 |
| 【根拠条文】(延滞金)第3条　町長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合には、納入通知書に定めた納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。2　前項の規定に定める延滞金の額の計算につき当該規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。3　町長は、納付義務者が滞納したことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金の全部又は一部を減免することができる。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 15日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |